



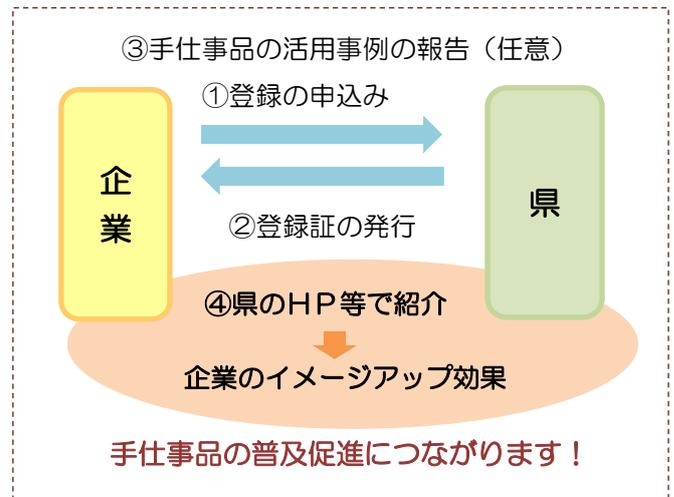
「くまもと手しごと応援！企業」登録制度 募集！



「くまもと手しごと応援！企業」とは？

県では、県内各地に受け継がれてきた豊かな手仕事文化を100年先まで伝える取組み（くまもと手仕事ごよみ推進事業）を実施しています。

この取組みをさらに広げるため、様々な分野で活躍する県内の民間企業を対象に、県内手仕事品の積極的な活用について協力いただく「くまもと手しごと応援！企業」登録制度を開始し、現在、御協力いただく登録企業を募集しています！



1 募集対象

熊本県内に本社又は主たる事業所のある企業及び各種団体（規模は問いません。）

2 申込み・登録手続きについて（申込みは随時受付しています！）

- ① 「くまもと手しごと応援！企業」登録申込書（様式第1号）に必要事項をご記入の上、熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課（詳細は下記「お問い合わせ先」をご確認ください。）宛てに郵送ください。
- ② 県は、申込みいただいた企業様へ「くまもと手しごと応援！企業」登録証（様式第2号）を発行致します。
- ③ 登録された企業様は、手仕事品の活用例について「手しごと品活用例 報告書」（様式第3号）により任意で県へ報告することができ、県は、その内容を県のホームページや広報誌等で広く紹介させていただきます。

3 「手仕事品の活用」ってどんなことをするの？

企業の諸活動における様々な場面で、県内の手仕事品を積極的に活用いただくことを想定しておりますが、小さな取組みでも構いません。

（例）・取引先のお客様へのお土産に、伝統工芸品をセレクト！

- ・会社に来訪されるお客様用の湯飲みや茶卓、お盆を伝統工芸品に！
- ・会社のイベントで配布するグッズを、伝統工芸品とコラボして製作！
- ・会社の創立〇〇年、永年勤続〇〇年などの記念品に、伝統工芸品をオーダーメイド
- ・人通りが多いロビー等の展示スペースを伝統工芸品のPR・紹介用として提供 など

4 手仕事品ってどんなものがあるの？

今回の取組みで活用を推奨する「手仕事品」とは、主に伝統工芸品（県の伝統的工芸品としての指定の有無は問いません。）を想定しています。県内の手仕事品は、各地の工房で直接見たり買ったりできますが、以下の方法でも広くご紹介しています。

ネットでさがす

県内の手仕事品は、ホームページ「くまもと手しごと研究所」や「熊本県伝統工芸館」のホームページで広く紹介しています。

今回、ホームページ「くまもと手しごと研究所」では、県内の手仕事品を紹介するページ「くまもとの風合い」を新設（2015年10月末公開）しました！ぜひチェックしてみてください♪



HP「くまもと手しごと研究所」

<http://kumamototeshigoto-labo.jp/>



HP「熊本県伝統工芸館」

<http://kumamoto-kougeikan.jp/>

手仕事品を紹介するページをHP上に新設！
「くまもとの風合い」10月末公開！



商品を手にとってみる

熊本の手仕事品は、県内全域の様々な商品が揃う、熊本県伝統工芸館内のショップ「工芸ショップ匠」で、実際に見て触ってお買い求めいただくことができます。

工芸ショップ匠ってどんなところ？



◇熊本市中央区千葉城町 3-35
◇TEL：096-324-4930



熊本城を見上げる抜群のロケーション
休憩スペースもあり、心地よい場所



工芸品をこよなく愛するスタッフが
お待ちしております！

「手仕事品」は手作りなので、完成し納品するまでにお時間をいただいたり、全く同じ物が手に入らないといった不便な面もありますが、お客様の細かなニーズにお応えでき、オリジナリティが発揮できるなど、手仕事品ならではの良さがあります。

5 登録のメリットは？

県のホームページで登録企業としてご紹介します。さらに、取組内容を具体的にご報告いただいた企業の中から、何社かの取組みや実例を県ホームページや広報等で詳しく紹介させていただきます！また、登録いただいた全企業へ、季節の草花などのイラストが入った手漉き和紙の登録証を発行します。

6 お問い合わせ先

〒862-8570（住所の記載は不要です）

熊本県企画振興部 文化企画・世界遺産推進課 文化振興班

TEL：096-333-2154 FAX：096-381-9829

Eメール：bunkasekai@pref.kumamoto.lg.jp

